

兵庫地方最低賃金審議会

第2回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会

日時：令和6年8月23日（金）10:00～

場所：兵庫労働局16階 第3共用会議室

部 会 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

(2) その他

3 閉 会

(案)

令和6年8月23日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県計量器・測定器・分析機
器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
梅野巨利
千田直毅
高階利徳

労働者代表委員
岩崎和人
黒石尚稔
田中祐介

使用者代表委員
岡村剛敏
黒田俊一
谷口幸史

(案)

令和6年8月23日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和6年8月23日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。